所得の計算方法について

給与所得者のかた

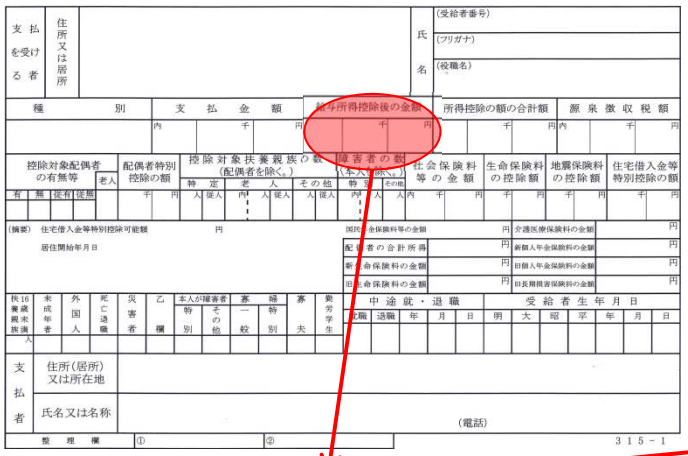

営業所得者等のかた

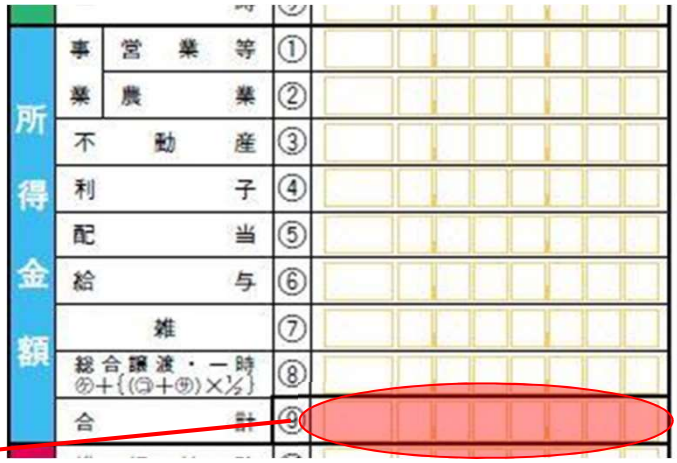

（　　円　－　　円　）÷　12　＝　　円

世帯全員の合計所得　　控除金額　　月額所得金額

控除の内容	控除金額
1. 同居親族または扶養親族	1人につき38万円
2. 特定扶養親族（扶養親族のうち、16歳以上23歳未満で所得が58万円以下のかた）※配偶者を除く	1人につき25万円
3. 老人扶養親族（扶養親族および控除対象配偶者のうち、70歳以上で所得が58万円以下のかた）	1人につき10万円
4. 特別障がい者（身体1・2級、精神1級、療育Aのかた）	1人につき40万円
5. 障がい者（身体3～6級、精神2・3級、療育B・Cのかた）	1人につき27万円
6. 寡婦、寡夫（所得が500万円以下のかた）	1人につき27万円
7. ひとり親（所得が500万円以下のかた）	1人につき35万円
8. 給与所得等（給与所得または公的年金等に係る雑所得があるかた）※自営業は除く	1人につき10万円

※控除金額には申込者本人を除いて計算してください。（家族数-1人）ただし、控除の内容4～8を除く。
　別居の扶養親族がいる場合も家族に含みます。

例１
申込者38歳会社員（所得240万円）
　妻　33歳　無職（所得無）

（　2,400,000円　－　480,000円　）÷　12　＝　160,000円

世帯全員の合計所得　　控除金額　　月額所得金額

例２
申込者30歳自営業（所得240万円）
　妻　30歳パート（所得　38万円）
　子　　5歳幼稚園児（所得無）

（　2,780,000円　－　860,000円　）÷　12　＝　160,000円

世帯全員の合計所得　　控除金額　　月額所得金額